

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を目的に、透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築、維持を重点事項として推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4【株主総会における権利行使】

当社は、議決権の電子的行使は実施しておりますが、招集通知の英訳は行っておりません。但し、決算短信およびアニュアルレポートについては英訳版を作成しております。なお、今後、海外投資家比率の上昇傾向なども踏まえ、招集通知の英訳を検討してまいります。

補充原則4-10-1【諮問委員会の設置】

当社では、独立社外取締役を2名選任しています。取締役会の過半数には達成していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。

また、社外監査役4名（内、独立社外監査役1名）を含めて、取締役会等で活発に議論しており、公正かつ透明性の高い体制が整備されています。

しかしながら、補充原則改訂の趣旨を踏まえて、あるべき諮問委員会の姿を検討した結果、新たに諮問委員会を立ち上げることといたしました。委員会では外部の客観的な意見を取り入れるため、構成員の過半数は独立社外役員とする予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4【いわゆる政策保有株式】

＜政策保有に関する方針＞

当社は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来見通しを総合的に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有します。保有する株式については、事業環境の変化などを踏まえ、個別銘柄毎に保有目的、保有に伴うリスク、投資リターン等の検証を行い、縮減を念頭に置き、定期的に保有方針を検証してまいります。

＜政策保有株式に係る議決権行使の基準＞

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当社の保有方針に適合するかどうかに加え、当該企業の経営方針や事業戦略を確認し、企業価値の向上につながるかを総合的に勘案して、議案への賛否を個別に判断しております。

また、必要に応じて、提案内容等について発行会社と対話を行ってまいります。

原則1-7【関連当事者間の取引】

取締役が競業取引や利益相反取引等を行う場合には、取締役会規程において遅滞なく取締役会報告を義務付け、その承認を要することとしており、適切な監視体制を整えております。また、監査役監査基準において、取締役の上記取引等については、監視し検証することを義務付けており、その結果義務に違反する、またはするおそれがある事実を認めたときには、監査役は当該取締役に対して助言または勧告を行うなど必要な措置を講じる様定めております。

原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

確定給付企業年金は当社の人事部、経理・財務部が共管し、適切な資質を持った担当者を配置し、企業年金の運用状況についてモニタリングを実施するとともに、運用機関と定期的な情報交換を行っております。

原則3-1【情報開示の充実】

(i) 当社の目指すところ（経営方針、企業理念、企業行動憲章）につきましては、当社ホームページに掲載しております。

（経営方針・企業理念）<https://www.inet.co.jp/company/policy.html>

（企業行動憲章）<https://www.inet.co.jp/company/behavior.html>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「I-1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「II-1. [取締役報酬関係] 報酬の額またはその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

(iv) 取締役・監査役候補者については、会社経営に関する能力・経験および人格・見識に秀でる者を指名しております。また、社外取締役および社外監査役については、上記に加え、客観的で多様な視点から会社経営と業務執行に対する監督・監査を実施できる者を指名しております。

なお、取締役・監査役候補者の選解任および指名については、代表取締役が選解任案を立案し取締役会に諮り決議しております。

(v) 取締役および監査役の選任理由は株主総会招集通知に記載のとおりです。社外取締役および社外監査役の選任理由は、招集通知並びに本報告書「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載のとおりであります。

補充原則4-1-1 [取締役会の役割・責務]

当社取締役会規程により、当社の取締役会は、法令および定款に定める事項の他、経営上の業務執行の基本事項について意思決定するとともに、取締役の職務の執行を監督することとなっております。個々の業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程および職務権限規程によって明確化しております。

原則4-9 [独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たすことを条件とし、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な立場からの助言および経営の監督が期待できる人材を選任しております。

補充原則4-11-1 [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たし、迅速な意思決定に資するよう、取締役会の人数は一定数以下とするとともに、取締役会メンバーは、当事業をはじめ専門業務に対する幅広い知識・経験・能力を有する者、また、当事業に関わらず会社経営あるいは産業・社会等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者で構成することを原則としております。

補充原則4-11-2 [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

取締役および監査役の重要な兼任状況は、当該事象があった場合に開示いたします。

補充原則4-11-3 [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は2017/3期より取締役にアンケートを実施、その結果を分析し、取締役に報告しております。2019年3月に社外取締役、社外監査役を含めた全14名に対し、2019/3期アンケートを実施し、取締役会全体の実効性を評価。2019年4月の定時取締役会にて、評価結果を報告いたしました。分析結果では取締役会の実効性は十分確保出来ていることが確認できております。但し、今後の課題として「株主との建設的な対話促進のためのIR体制高度化」や「株主との対話結果が取締役会で情報共有される仕組み」について意見があり、取締役会の実効性を高めるための検討課題として情報共有いたしました。

補充原則4-14-2 [取締役・監査役のトレーニング]

社外取締役、社外監査役は、当社グループについての理解を深めるため、事業概要、財務情報、組織等について就任後適時に担当役員等から説明を受けることとしております。

また、取締役および監査役は経営監督・監査機能を果たすために必要な、経済情勢、業界動向、財務会計、コンプライアンス等の事項に関し、社内および外部機関等から情報の提供を受けることとしております。

原則5-1 [株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、IRポリシーを制定し、基本方針・開示基準・開示方法・沈黙期間等を開示しております。また持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で株主・投資家との対話に対応しております。

当社は、企画・IR部をIR担当部署として設置し、IR担当部署を掌管する取締役常務執行役員をIR担当役員としてIR体制を整備しており、株主や投資家を含むステークホルダーに対し、IR担当が経営企画・総務・経理・人事・事業部門等と十分に連携し、経営・財務状況等を適時適切に開示しております。

株主との対話としては、本決算発表後の事業説明会、アナリスト・機関投資家向けに年2回決算説明会を開催し、代表取締役社長による説明および対話を行っております。また、機関投資家との個別面談や個人投資家向けの会社説明会等を適宜実施し、積極的なIR活動を合理的な範囲で代表取締役社長はじめ経営陣幹部やIR担当が対応しております。

対話により把握いたしました株主・投資家の意見等は、IR担当役員が適切に判断し必要に応じて取締役会等に付議・報告する等、フィードバックを図っております。

なお、対話に際しては、インサイダー情報の管理には社内規程に則り十分留意しながら実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 典義	1,742,279	10.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,588,200	9.99
アイネット従業員持株会	1,333,156	8.39
北川 淳治	781,330	4.91
株式会社横浜銀行	707,300	4.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	426,300	2.68
有限会社エヌ・アンド・アイ	316,778	1.99
日本生命保険相互会社	275,000	1.73
三菱総研DCS株式会社	239,580	1.51
トップパン・フォームズ株式会社	232,100	1.46

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅井 紀代子	税理士											
竹之内 幸子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅井 紀代子	○	-----	税理士としての高度な専門知識を有しており、その見地から経営の監督機能の強化に貢献していただきたいと考え選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから独立役員として指定しております。
竹之内 幸子	○	-----	女性活躍推進をテーマとした講演及びコンサルティングを数多く行っており、そこで培った経験をダイバーシティ推進に活かしていただきたいと考え選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的な会合を持ち、必要に応じて情報の交換を行うことで、相互の連携を高めています。また、監査役は内部監査部門と定期的に実施する内部の監査に帯同し、内部統制の有効性と実際の業務遂行状況を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮崎 正敏	他の会社の出身者										△			
大橋 秀夫	公認会計士													
田下 佳彦	他の会社の出身者													
浦川 親章	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎 正敏	○	同氏が常務執行役員を務めた株式会社ティーファスと当社との間には、現在も当社が当社に設置する自動販売機の設置手数料として年間数十万円程度及び当社が同社に提供するクラウドサービスのサービス料として年間数十万円程度の取引がありますが、同社及び当社の売上高に照らしてその取引金額は僅少であり、特別の利害関係を生じさせるものではなく、同氏は独立性を有すると考えております。	長年にわたる金融機関での業務執行で培った経験を当社の経営の監督に活かしていただきたいと考え選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから独立役員として指定しております。

大橋 秀夫		----	公認会計士としての専門的な見地を有しており、客観的立場から監査・監督をいただきたいと考え選任しております。
田下 佳彦		----	長年同業他社で培った経験を当社経営の監督に活かしていただきたいと考え選任しております。
浦川 親章		同氏と当社との間で顧問契約を締結しておりましたが、その対価としての報酬額は軽微であり、当社社外監査役就任をもって当該契約は解除しております。また、同氏が取締役執行役員専務であった富士通株式会社は、営業取引関係がありますが、その取引額は当社の売上規模に鑑みると僅少であり、特別の利害関係を生じさせるものではなく、同氏は独立性を有すると考えております。また、取締役会長であった株式会社富士通システムズ・イースト（現富士通株式会社）と当社との間には特別な関係はありません。	長年にわたる情報・通信業界での経営者として培った経験と豊富な知識を有しており、客観的立場から当社経営について適切かつ実効的な監査機能を果たしていただきたいと考え選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）、執行役員を対象に譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2019年6月25日開催の第48回定時株主総会で決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役を支払った報酬181百万円
監査役を支払った報酬 23百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項
当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2001年2月21日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を2億7千万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は15名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は7名。）、監査

役年間報酬総額の上限を4千万円（定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は4名。）とするものです。
当社の取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役兼社長執行役員坂井満であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

(2) 役員報酬の内容

2019年3月期に役員へ支払った報酬等の総額は次のとおりであります。
取締役を支給した報酬等の総額 12名 181百万円（うち社外取締役 2名 7百万円）
監査役を支給した報酬等の総額 5名 23百万円（うち社外監査役 5名 23百万円）
（注）

1. 上記には、2018年6月22日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。
また、2018年12月31日に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現時点では、社外取締役を補佐する担当部門は設置していませんが、必要に応じて担当役員より事前説明や資料送付を行っております。
社外監査役についても、担当部門は設置していないものの、常勤監査役以外の監査役については、監査役会の運営連絡を含めて常勤監査役から適宜情報が伝達されています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
---	---	---	---	---	---
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を目的に、透明性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築、維持を重点事項として推進しております。
- (2) 企業統治の体制の概要
当社は監査役会設置会社であり、全員が社外監査役によって構成される監査役会により経営の監督を行うとともに、執行役員制度を導入し、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を担い、執行役員が「業務執行機能」を担っております。
- a. 監査役会
当社は監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は常勤監査役宮崎正敏を議長とする、大橋秀夫、田下佳彦、浦川親章（内、大橋秀夫は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。）で構成されており、4名全員が社外監査役であります。
また、監査役は監査役監査の充実を目的に、毎月監査役会を開催し、グループ会社を含めた監査役連絡会を定期的に行い、グループ全体での情報の共有化と監査役会のレベルアップを図っております。
- b. 取締役会
当社の取締役会は、代表取締役兼社長執行役員の坂井満を議長とする、池田典義、鰐淵浩、佐伯友道、内田直克、浅井紀代子、竹之内幸子で構成されており、毎月1回定例で取締役会を開催しております。また、監査役が出席し、経営の監視・監督をする立場から積極的かつ有効な意見を述べ、コーポレート・ガバナンスが適正に機能する運営体制となっております。
なお、浅井紀代子及び竹之内幸子は社外取締役であります。
- c. 執行役員制度
当社は経営の監督と業務執行機能の分担を明確にするため執行役員制度を導入しております。この制度により取締役会の業務執行に対する監督強化、並びに意思決定の迅速化による経営の健全性・効率性の確保に努めております。
なお、当社の取締役を兼務しない執行役員は、石神哲、木下昌和、池部俊昭、伊藤美樹雄、日置茂、今井克幸、川崎克己となります。
- d. グループ経営会議
代表取締役兼社長執行役員の坂井満を議長とする、取締役の池田典義、取締役兼執行役員の鰐淵浩、佐伯友道、内田直克、監査役の宮崎正敏、執行役員の石神哲、木下昌和、池部俊昭、伊藤美樹雄、日置茂、今井克幸、川崎克己、事業・統括部長の坂本博義、松浦直己、小山真一、相川高洋、遠海正、樋渡勝、平江敬三、伊東和昭、志村正之、竹野俊夫、子会社の社長及び役員とその他取締役等が指名する部門管理者で構成される「グループ経営会議」を毎月開催し、予算統制を中心に各部門からの業績報告と今後の対策の検討を行っております。
- e. 法務関連について
複数の法律事務所と顧問契約を締結し、法律問題全般に関して適時助言と指導を受けられる体制を整えております。

f. リスク管理委員会

リスク管理委員長である代表取締役兼社長執行役員の坂井満主導の下、取締役兼執行役員の鰐淵浩、佐伯友道、内田直克、執行役員の石神哲、木下昌和、伊藤美樹雄、今井克幸、事業部長の志村正之、部長の馬郡恵太及び事務局で構成される「リスク管理委員会」を毎月開催し、当社の事業展開に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して、その対策の検討及び進捗状況の確認を行っております。

g. 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社に当社の執行役員等を監査役として派遣し、当社の子会社の重要事項が、当該執行役員等を通じて当社に報告される体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理する機能を取締役会が持つことにより、迅速且つ的確な経営及び執行判断が可能な経営体制となっております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行うことが期待できる社外取締役2名を選任し、また監査役4名全員を社外監査役としております。当社では、社外取締役2名と社外監査役の内、常勤監査役1名を独立役員として選任しております。それらの体制により、監査役会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンス体制を構築していることから、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの皆様に出席をしていただけるよう集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使専用サイトへ議決権行使用紙に記載のID及びパスワードでログインして議決権を行使するものであります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページの「経営方針」に「IRポリシー」として掲載しております。(https://www.inet.co.jp/ir/policy.html)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、個人投資家向けの説明会を実施し、当社の事業内容や今後の取組みなどを説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算後と決算後の年2回説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報ページ(https://www.inet.co.jp/ir/)へIRポリシーを表明するとともに、投資家ニュース、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、データファイル、株主通信、株主総会の招集通知、決算説明会のプレゼンテーション資料等を掲載しております。また、決算発表や株主総会等のIRスケジュールも掲載し、随時更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画・IR部を設置し、4名体制でIR業務に従事しております。企画・IR部統括部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域での雇用創出や地域開催イベントへの協賛、文化活動への支援や災害支援を中心に積極的に社会貢献活動を行っております。激甚災害として政府が指定した災害及び国外での同等規模の災害が発生した際には、社員からの募金並びに会社からの義捐金を各々被災地に寄付を行っております。また、Fun to Shareの趣旨に賛同し、平成18年度よりCOOL-BIZを実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章及びIRポリシーを制定し、これに基づきステークホルダーの皆様に対し重要な会社情報の提供を適切に行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営方針に則った「企業行動憲章」を制定し、代表取締役兼社長執行役員が繰り返しその精神を当社並びにグループ会社の取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
代表取締役兼社長執行役員は、本社統括をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、リスクマネジメント室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
内部監査室は、独立した立場から監査を実施してその結果を代表取締役兼社長執行役員に報告する。
当社は、コンプライアンス上、疑義ある行為についての内部通報の仕組みとして、「公益通報者保護規程」を定め、それに従い、取締役及び使用人が通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営する。内部通報制度の通報状況については、速やかに監査役に報告を行うこととする。
監査役は、コンプライアンス体制に対する問題の有無を調査し、取締役会に報告する。また、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
代表取締役兼社長執行役員は、本社統括を職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者として任命する。職務執行に係る情報の保存及び管理は「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し、改善を図るものとする。
- (3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント室主導の下、代表取締役兼社長執行役員を委員長とする組織横断的なリスク管理委員会を設置し、リスクの見直しを行う。また、同委員会は、「危機管理規程」を見直し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。内部監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- (4) 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適時臨時取締役会を開催する。
取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、業務担当執行役員が取締役会において適時報告し、取締役、監査役及び内部監査室がこれを適時監査する。また、執行が効率的に行われるよう毎月1回本部長会を開催する。
グループ全体の中期経営計画及び単年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。また、グループ会社を含めた事業部門長以上で構成されるグループ経営会議を毎月1回定例的に開催し、業務の執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務執行を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理は本社統括が行う。グループ会社の社長は、毎月1回開催されるグループ経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。
当社並びにグループ会社の取締役は、当社各部門及び各グループ会社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立とその運用について権限と責任を有する。
監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。
この活動に資するため、グループ会社監査役連絡会、内部監査部門連絡会を組織し、情報の共有化を図って対処する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室及び本社統括所属の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。指名された使用人の補助すべき期間中における指揮権は、監査役に委譲されたものとし、また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の当該期間における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。
- (7) 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (9) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に報告すべき事項（法定の事項、当社及びグループ会社の経営・業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為、その他）に関する規程を監査役会と協議のもと2007年4月1日に制定した。当社の取締役及び使用人は監査役会に対して、その規程に定める報告事項を、遅滞なく報告する。
監査役は、グループ経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
監査役会は、代表取締役兼社長執行役員との間において定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、多くのステークホルダーから継続的に信頼をいただくため、アイネット企業行動憲章およびコンプライアンスマニュアルにおいて、反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを明記し、社員への周知徹底を図っております。

また、当社は、神奈川県企業防衛対策協議会に所属し、情報の共有を図り、神奈川県所轄警察署と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制システムの概要図

